

鹿屋市指令生（処分）第205号

一般廃棄物処分業許可証

住所 鹿屋市朝日町7番21号

氏名 株式会社カナザワ

代表取締役 金沢 幸一

一般廃棄物処分業の許可を受けた者であることを証する。

令和8年3月23日

鹿屋市長 郷原 拓男



事業の範囲	事業の内容	一般廃棄物処分業
	一般廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、金属くず、ガラスくず、廃油
許可の期間		令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで
許可の条件		事業運営に当たっては、関係法令、条例等を遵守し、市長の指示に従うこと。
許可の更新及び変更の状況		平成16年7月1日 許可証交付（新規） （中略） 令和6年3月14日 許可証交付（更新）